

## 浜田市まちかど救急ステーション認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、適切な応急手当を行うことができる体制を有する事業所等をまちかど救急ステーションとして認定し、これを活用することにより、重篤な傷病者が発生した際の救命率の向上を図るとともに、その社会貢献を高く評価し、もって地域における安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
- (2) 救命講習等 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成5年3月30日付け消防救第41号)に基づき市町村の消防機関が実施する普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅱ、普通救命講習Ⅲ及び上級救命講習並びに消防長が認める講習をいう。
- (3) 従業員等 事業所等に勤務する者をいう。

### (認定要件)

第3条 まちかど救急ステーションは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業所等の営業等の時間中において、誰もが使用することができる場所に自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を設置していること。
- (2) AEDを常時使用可能な状態に整備していること。
- (3) 救命講習等を修了した従業員等が所属していること。

### (認定申請)

第4条 まちかど救急ステーションの認定を受けようとする事業所等(以下「申請者」という。)は、まちかど救急ステーション認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、消防長に提出しなければならない。

- (1) 救命講習等の修了証の写し
- (2) AEDの設置場所が分かる書類
- (3) その他消防長が必要と認めるもの

### (認定)

第5条 消防長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

### (認定証及び表示証の交付)

第 6 条 消防長は、前条の認定を行ったときは、まちかど救急ステーション認定証（様式第 2 号。以下「認定証」という。）及びまちかど救急ステーション表示証（様式第 3 号。以下「表示証」という。）を申請者に交付するものとする。

（表示証の表示）

第 7 条 まちかど救急ステーションの認定を受けた事業所等（以下「認定事業所等」という。）は、市民の見やすいところに表示証を掲げなければならない。

（認定の有効期間等）

第 8 条 まちかど救急ステーションの認定の有効期間は、認定の日から 3 年間とする。

2 認定事業者等は、前項の有効期間の満了の日前において、その認定を更新することができる。

3 第 4 条（第 1 号及び第 2 号を除く。）、第 5 条、第 6 条（認定証の交付に係る部分に限る。）及び第 1 項の規定は、前項の規定による認定の更新をする場合について準用する。

4 第 1 項の有効期間が満了し、その認定の効力が失効した事業所等は、速やかに表示証を消防長に返還しなければならない。

（認定事項の変更等の届出）

第 9 条 認定事業所等は、まちかど救急ステーションの認定事項に変更があったとき、又はその認定を辞退しようとするときは、速やかにまちかど救急ステーション（変更・辞退）届出書（様式第 4 号）により消防長に届け出なければならない。

2 前項の規定により認定を辞退しようとする認定事業所等は、前項の届出書に認定証及び表示証を添えて、これを返還しなければならない。

（認定の取消し）

第 10 条 消防長は、認定事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、まちかど救急ステーションの認定を取り消すものとする。この場合において、消防長は、当該認定事業所等に対して、認定を取り消した旨及びその理由を書面で通知するものとする。

(1) 第 3 条に規定する認定要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりまちかど救急ステーションの認定を受けたとき。

(3) その他消防長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により認定を取り消された認定事業所等は、速やかに認定証及び表示証を消防長に返還しなければならない。

(認定事業所等の責務)

第 11 条 認定事業所等は、常に適切な応急手当を行うことができるように、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 救命講習等を修了した従業員等に対し、3年に1回以上救命講習等を受講させること。

(2) 救命講習等を修了していない従業員等に対し、救命講習等の受講を促すこと。

(公表)

第 12 条 消防長は、認定事業所等の名称その他の必要な事項について、浜田市報、浜田市ホームページ等により公表するものとする。

(表彰)

第 13 条 消防長は、認定事業所等を浜田市消防表彰規則（平成 17 年浜田市規則第 191 号）に基づき表彰することができるものとする。

(整理簿の備付け)

第 14 条 消防長は、まちかど救急ステーション認定整理簿（様式第 5 号）を備え付け、認定事業所等の名称、所在地、有効期間等を記録するものとする。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 8 日消本告示第 5 号）

この告示は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。



第 号

まちかど救急ステーション認定証

様

まちかど救急ステーションの認定要件に適合する事業所（団体）として認定します。

1 所在地

2 事業所等名

3 認定日 年 月 日

4 有効期間 年 月 日まで

年 月 日

浜田市消防本部  
消防長



様式第 3 号（第 6 条関係）

浜田市消防本部 認定

まちかど救急ステーション



当施設のAEDは、どなたでもご利用いただけます

様式第 4 号（第 9 条関係）

まちかど救急ステーション（変更・辞退）届出書

年 月 日	
浜田市消防本部 消防長 様	
申請者 住所 氏名 ㊟	
まちかど救急ステーションについて（変更・辞退）したいので、次のとおり浜田市まちかど救急ステーション認定制度実施要綱第 9 条第 1 項の規定により届け出ます。	
事業所	
所在地	
代表者職・氏名	
連絡先	( )
認定年月日・番号	年 月 日・第 号
変更の内容 又は 辞退の理由	
※受付	※経過

